

平成十八年十月二十七日受領
答 弁 第 八 八 号

内閣衆質一六五第八八号

平成十八年十月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ユジノサハリンスク日本国総領事館の「第三十一吉進丸」に対する対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ユジノサハリンスク日本国総領事館の「第三十一吉進丸」に対する対応に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員鈴木宗男君提出在ユジノサハリンスク総領事館の管轄地域に関する質問に対する答弁書（平成十八年一月三十一日内閣衆質一六四第一〇号）の一及び三について述べたとおり、在ユジノサハリンスク総領事館の管轄区域には、北方四島は含まれない。

二について

お尋ねについては、個別具体の事例に即して、適切な機関が対応することとなる。

三について

御指摘の「手記」の記述については、外務省として承知している。

四及び五について

在ユジノサハリンスク総領事館の館員は、平成十八年八月十七日夕刻に「第三十一吉進丸」の船長と電話により連絡を行い、その際に、同船長に対し励ましの言葉を伝えたと承知している。この電話による連

絡の概要については、外務本省に報告された。

六について

外務省としては、御指摘の乗組員の解放等のために適切に対応してきており、御指摘の総領事館の対応も適切であったと考えている。